



写真や画像を見て注文する 通信販売の返品には気をつけて！

事例 新聞広告に掲載していた靴を電話で注文した。商品が届き、履いてみるとサイズが合わなかったのですぐに返品した。ところが業者から「広告にも明記しているとおり自己都合では返品できない」と言われ、そのまま送り返された。

通信販売（広告やカタログなどを見て、自分からはがきや電話、インターネットなどで申し込む取り引き）にはクーリング・オフ制度はありません。したがって広告やカタログなどに、返品の可否や返品期限などが書いてある

場合はそれに従うことになります。しかし、返品についての説明がなければ、商品などを受け取った日から数えて8日以内であれば購入者が送料負担で返品することができます。今回のケースでは広告に「自己都合での返品は不可」と書いてあったため、事業者の合意なく返品することはできません。

通信販売では、店舗に行かずに購入できるので便利な反面、注文前に商品を手にとることができず、写真や画面をみて購入することになり、カタログやインターネットの画面にサイズなどが明記されていても、商



品が届くと、「サイズが合わなかった」、「イメージと違った」などの関するトラブルが発生しています。注文する前には、必ず返品対応が可能であるかを確認し、慎重に検討しましょう。

消費者トラブルで困ったらご相談ください！
近江八幡市消費生活センター（人権・市民生活課内）
TEL (36) 5566・FAX (36) 5553 または 消費者ホットライン **188**



沖島は、淡水湖に浮かぶ島に約240人が暮らし、小学校もあることが世界的にも珍しいというところで、近年観光に訪れる人が増えてきています。しかし、漁師しながら暮らしてきた沖島の人々も高齢となり、島の存続も心配されるようになりました。

そのような中、平成25年に離島振興法の追加指定を受けたことで、沖島のPR事業や湖魚祭り事業などに島民全員が一丸となって取り組み、沖島を盛り上げるようになりまし。また、通学区域の弾力化により、他学区から沖島小に通っている児童が今年は12人います。島内の児童と合わせて14人、昨年より再開された沖島保育所の園児3人も含め、子どもたちの声が島を明るくしてくれています。

まちづくり協議会の主な行事として春のケンケン山登り、運動会、文化祭などがあり、これらの行事を通じて、「子どもから老人まで皆が安心して住める沖島」を目指して活動しています。特に運動会は、沖島小の児童、保育所の園児が直接地域の人々と交流できる絶好の機会です。小学生の徒競走の後、大人も全力疾走したり、老人クラブの玉入れを子どもたち



沖島学区の訪ねてみたいまちづくり
もんできて！沖島！
みんなでつくる「ふるさと沖島」

まちづくり協議会の主な行事として春のケンケン山登り、運動会、文化祭などがあり、これらの行事を通じて、「子どもから老人まで皆が安心して住める沖島」を目指して活動しています。特に運動会は、沖島小の児童、保育所の園児が直接地域の人々と交流できる絶好の機会です。小学生の徒競走の後、大人も全力疾走したり、老人クラブの玉入れを子どもたち

そのような中、平成25年に離島振興法の追加指定を受けたことで、沖島のPR事業や湖魚祭り事業などに島民全員が一丸となって取り組み、沖島を盛り上げるようになりまし。また、通学区域の弾力化により、他学区から沖島小に通っている児童が今年は12人います。島内の児童と合わせて14人、昨年より再開された沖島保育所の園児3人も含め、子どもたちの声が島を明るくしてくれています。

沖島小に通う子どもたち、沖島に興味を持ち関わりうとしてくれる人々が、沖島に暮らす人や島の出身者と同じくらい沖島をふるさととして大切に思ってくれることが、沖島の存続につながると思います。



世代を超えて盛り上がる運動会（上下とも）が応援したり、サービス老喜の里の職員さんたちがPTAのお母さんたちがダンスしたりと終日笑いが絶えない楽しいひとときです。草刈りや会場設営など準備は大変ですが、自治会、老人クラブ、PTAを中心にみんなで協力しています。数年前から沖島を研究している学生たちも手伝ってくれていて、沖島に約2年間移住した滋賀県立大学の学生は、行事ばかりでなく沖島の生活そのものに溶け込んでくれました。



8月号は、「金田学区まちづくり協議会」を紹介します。

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 要電話予約	10日(水) (受付 2日(火)午前8時30分～) 24日(水) (受付16日(火)午前8時30分～) 午後1時～4時、各回先着6人	市役所2階会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 FAX(36)5553
司法書士相談 要電話予約	17日(水) (受付 9日(火)午前8時30分～) 午後1時～4時、先着6人	市役所2階会議室	※相談は年度内に1回、ひとり30分
行政相談	11日(木) 午後1時30分～4時	総合支所消防司令室	人権・市民生活課
人権相談	11日(木)、25日(木) 午後1時～4時	市役所2階会議室	TEL(36)5881・FAX(36)5553
職業相談	9日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課
	9日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	TEL(36)5517・FAX(46)5320
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 要予約	26日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 要予約	7月1日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	8月5日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
農業相談	7月1日(月)・8月1日(木) 午前9時30分～11時30分	総合支所消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520
男性介護者のつどい	24日(水) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている男性対象	ひまわり館2階 研修室1	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中 学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
	火曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室 (安土コミュニティセンター3階)	教育相談室(安土コミュニティセンター3階) TEL(46)6250
保育人材バンク 『出張就職相談』 要予約	7月19日(金)・8月22日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 要予約	7月4日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階研修室1	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)1383
	8月1日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階第1委員会室	
心配ごと相談	月～金曜(祝日除く)の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日除く)午前8時30分～午後5時		
退職男性のための 地域活動相談	8日(月)、22日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日除く)午前8時30分～午後5時		
更生保護相談	23日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター TEL(46)3141(内線345)
税務相談 要予約	7月4日(木) 午前10時～午後4時	近江八幡納税協会 (商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	26日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫八幡西支店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(33)5005・FAX(36)7523
無料健康相談	4(木)・10日(水)・16日(火)・22日(月)・30日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日

「近江八幡市人権啓発カレンダー2019」に掲載した
作品をご紹介します。

◆標語部門

『ちがうから 素敵なんだよ 君と僕』
八幡西中学校 野上 夢叶さん

◆ポスター・絵手紙部門



桐原小学校
加藤優絆さん



桐原東小学校
小林世奈さん